

令和 8 年度 神奈川県高校生等奨学給付金 (詳細版：家計急変世帯対象給付 専攻科)

神奈川県教育委員会教育局
行政部財務課高校奨学金グループ
(令和 8 年10月)

1 奨学給付金とは

○全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、生徒がいる中・低所得世帯を対象に支援を行う制度です。

○授業料以外（※）の教育費を支援する給付金です。

○返還不要です。

※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等になります。

2 給付対象者（専攻科）

○次の（１）～（３）をすべて満たしている必要があります。

（１）認定基準日に生計維持者が神奈川県内に在住していること。

（２）家計急変によって、次のいずれかの世帯であること。

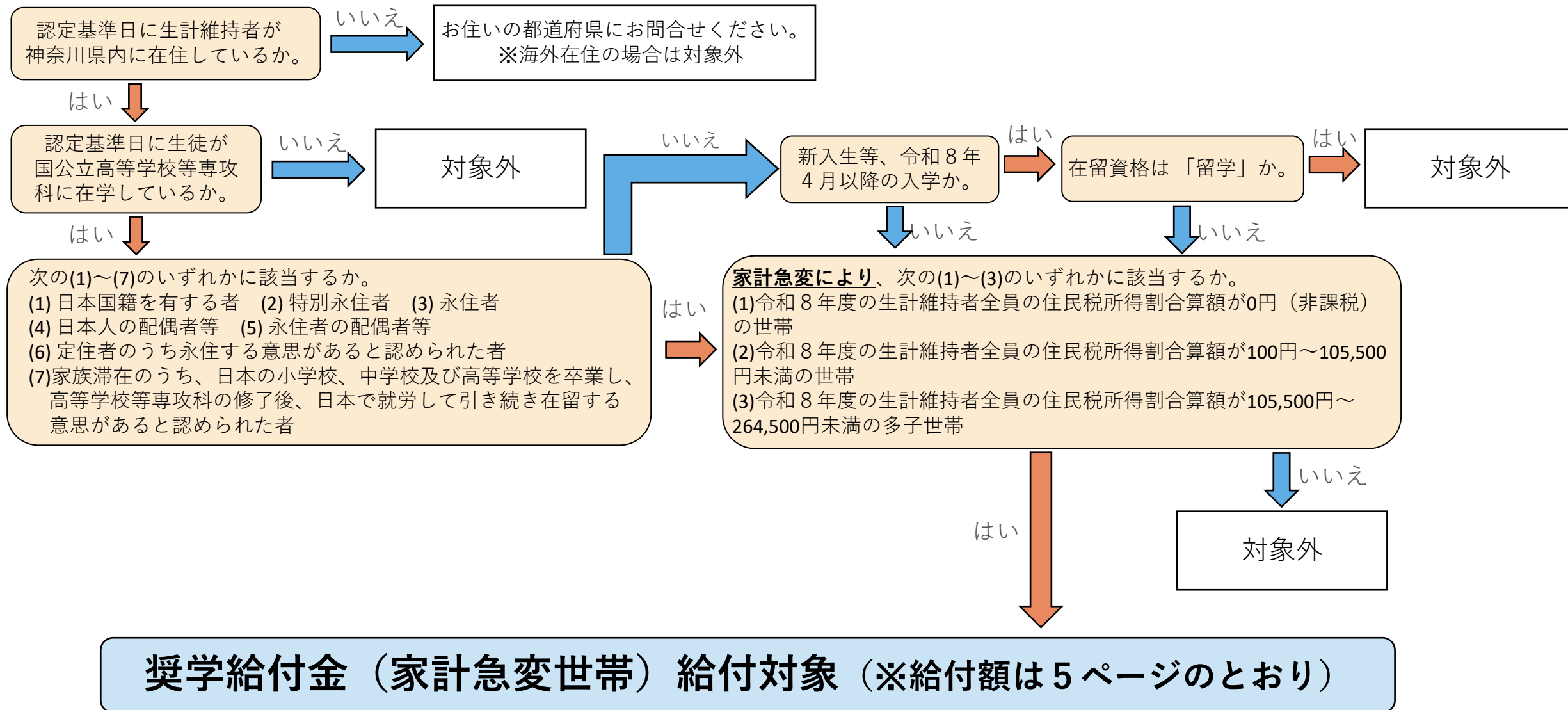
- ・ 住民税非課税世帯（生計維持者の住民税所得割が0円）
- ・ 世帯年収約270～380万円程度の世帯（生計維持者の住民税所得割100～105,500円未満）
- ・ 世帯年収約380～600万円相当の多子世帯（生計維持者の住民税所得割105,500～264,500円未満）

（３）認定基準日に生徒が高等学校等専攻科に在学していること。

- ・ 生徒とは、専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。
- ・ 高等学校等専攻科とは、高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科のうち、以下のいずれかの要件を満たすもの。 ※ 高等学校の別科や特別支援学校の専攻科は対象となりません。
 - ア 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの。
 - イ 国家資格者養成課程を有するもの。

認定基準日： 令和８年７月１日以前に家計が急変した場合は、令和８年７月１日が認定基準日となります。
令和８年７月２日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の１日が認定基準日となります。

2-1 奨学給付金（専攻科）支給対象の確認



3 給付額

世帯区分	要件	新制度	旧制度
①住民税非課税世帯	生計維持者全員の住民税所得割額の合計が0円	50,500円	50,500円
②年収270～380万円相当の世帯	生計維持者全員の住民税所得割額の合計が105,500円未満（①を除く）	16,830円	10,100円
③年収380～600万円相当の多子世帯	生計維持者全員の住民税所得割額の合計が264,500円未満であり、扶養する子等が3人以上いる世帯（①②を除く）	12,630円	10,100円

- 上記の単価は年額の例です。7月2日以降に家計急変した場合は、認定基準日から3月までの月数に応じて月割り額となりますので上記の単価とは異なります。

4 申請期限・申請方法

< 申請期間 >

令和8年12月15日（火）

< 提出先・申請方法 >

- 認定基準日に在学する（していた）学校の事務室
- 「6 申請に必要な書類」（8ページ）に記載の書類を紙で提出してください。
 - ・書類審査がありますので、お早めにご提出ください。

5 支給方法・支給時期

< 支給方法 >

- 授業料以外の教育費に未済がある場合は、奨学給付金の給付額を未済額に充当します。

- ・ 授業料以外の教育費に未済がないことについて、学校長の確認が必要となります。

- 申請書に記載の口座に振込みを行います。

< 支給時期 >

- 申請を行った月の 2～3 か月後の末頃を予定

- ・ 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

6 申請に必要な書類

各申請区分に応じた書類を提出してください。

申請書	家計急変理由書（様式A）	確認書類	家計急変前の収入を証明する書類	家計急変後の収入を証明する書類	生計維持者の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類	国籍等確認書類	振込先口座を確認できる書類	委任状	扶養親族申告書
●	●	●	●	●	●	●	●	▲（※1）	▲（※2）

○家計急変事由と確認書類

※1 神奈川県立学校以外の国公立高校専攻科に通う生徒であり、授業料以外の教育費に未済がある場合にのみ提出が必要
 ※2 年収380～600万円相当の多子世帯のみ提出が必要

家計急変事由	確認書類（いずれもコピー可）	家計急変事由	確認書類（いずれもコピー可）
会社都合の退職、雇止め	(ア)離職理由コードが次のいずれかである雇用保険受給資格者証 11 (1A)、12 (1B)、21 (2A)、22 (2B)、23 (2C)、31 (3A)、32 (3B)、33 (3C)、34 (3D) (イ)会社発行の退職証明書 退職や雇止めの理由が明記されていて上記（ア）の理由と同等であること	生計維持者の障害者認定	障害者手帳
自ら経営する会社等の破産、倒産	(ア)破産手続開始決定通知書 (イ)個人事業廃業届出書（受理されたもの）	生計維持者の死別	(ア)除籍謄本 (イ)死亡診断書（死体検案書）
被災等	(ア)罹災証明書 (イ)被災証明書	生計維持者の離婚	(ア)戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） (イ)戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） (ウ)離婚届受理証明書
連続で90日を超える長期療養	(ア)医師の診断書 (イ)会社（発行）の勤務状況証明	生計維持者の行方不明	行方不明者届（旧搜索願）（受理されたもの）

6-1-1 申請書（表面）（申請者全員提出）

第1号様式 高校生等奨学給付金（専攻科）受給申請書 年 月 日

次のとおり、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

【1】申請者について

生計維持者1	フリガナ	氏名	生徒との関係	☐ 主たる生計維持者（父） ☐ 主たる生計維持者（母） ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）
		住所	〒 神奈川県	日中連絡が取れる電話番号
維持者2	フリガナ	氏名	生徒との関係	☐ 主たる生計維持者（父） ☐ 主たる生計維持者（母） ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）

【2】申請区分

通常給付	☐ ①住民税非課税世帯 ☐ ②令和8年度県民税・市民税所得割額合計100円～105,500円未満の世帯 ☐ ③令和8年度県民税・市民税所得割額合計105,500円～264,500円未満の多子世帯
家計急変	☐ 家計急変により生計維持者の収入が減少した世帯

【3】生徒の状況

フリガナ	氏名	生年月日	☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日
在学する学校	学校名称 立 課程 ☐ 専攻科 在学期間 自 年 月 日 ～ 至 年 月 日	学校名 在学期間 課程	在学中に給付金を受給した回数 ☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明	在学中に給付金を受給した回数 ☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明

【4】国籍・在留資格

☐ ①日本国籍 ☐ ②特別永住者 ☐ ③永住者 ☐ ④日本人の配偶者等 ☐ ⑤永住者の配偶者等 ☐ ⑥定住者のうち永住する意思がある者 ☐ ⑦家族滞在のうち、日本の小学校、中学校及び高等学校を卒業し、高等学校等専攻科の修了後、日本で就労して引き続き在留する意思がある者 ☐ ⑧上記以外（令和8年度新入生で在留資格「留学」除く）	(④～⑧の方のみ記入) 在留期間満了日 年 月 日
--	------------------------------

⑥、⑦において意思がない場合は、⑧になります。
⑧に該当する場合で、令和8年度新入生で在留資格が「留学」の場合は、本給付金は対象外となります。

【5】振込先口座

振込先口座	振込先口座 振込先口座 振込先口座	振込先口座 振込先口座 振込先口座	振込先口座 振込先口座 振込先口座	振込先口座 振込先口座 振込先口座
-------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

【票使用欄】（申請者は記入しないでください。）

生計維持者1所得割額	生計維持者2所得割額	所得割合算額（★）
支給決定額	学校充当額	申請者入金額
新制度 ★0円～50,500円 0＜★＜105,500円⇒16,830円 105,500円≤★＜264,500円⇒12,630円	旧制度 ★0円～50,500円 0＜★＜105,500円⇒10,100円 105,500円≤★＜264,500円⇒10,100円	

【1】申請者について

- ・生計維持者の名前、住所、生徒との関係を記入してください。

【2】申請区分

- ・家計急変にかかる申請の場合は「家計急変」の区分にチェック（☒）を付けてください。

【3】生徒の状況

- ・申請対象の生徒の氏名、生年月日、在籍校等について記入してください。

【4】国籍・在留資格

- ・生徒の該当する国籍・在留資格にチェック（☒）を付けてください。
- ・④～⑧に当てはまる場合は、右側の「在留期間満了日」についても記入してください。

【5】振込先口座

- ・奨学給付金の振込みを希望する口座情報を記入してください。

6-1-2 申請書（裏面）（申請者全員提出）

【6】申請書とともに提出する書類。
○課税状況がわかる書類について

提出書類	備考
次の者の（非）課税証明書等 ※申請区分④に該当する場合、扶養親族の記載が省略されていない資料を提出ください。	
☐ ①父母2名	父母が2人存在する場合 ※単身赴任の場合も2名分必要
☐ ②父又は母のいずれか1名	離婚、死別等により親が1名の場合 親は2名いるが、DVや養育放棄、失職等の事情によりやむを得ず、一方の親の分を提出できない場合 等
☐ ③主たる生計維持者1名	入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
☐ ④生徒本人	父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

○国籍・在留資格等が確認できる書類について

国籍/在留資格	提出書類	備考
☐ 日本国籍	住民票の写し（原本）	
☐ 特別永住者	・特別永住者証明書の写し ・住民票の写し（原本）	・特別永住者証明書をコピーしたもの ・住民票の写しは国籍・在留資格等の記載があるもの
☐ 永住者	・在留カードの写し ・住民票の写し（原本）	・在留カードはコピーしたもの ・住民票の写しは国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの
☐ 日本人の配偶者	・住民票の写し（原本）	・住民票の写しは国籍・在留資格・在留期間等の記載は不要です。 ※永住者については、住民票の写しに在留期間の記載は不要です。
☐ 永住者の配偶者		※定住者は、永住する意図がある者が対象です。
☐ 定住者		
☐ 留学（新入生除く）		
☐ 家族滞在	・在留カードの写し ・住民票の写し（原本） 及び、以下のいずれか一つ 日本の小学校、中学校及び高校等の 卒業証書の写し 卒業証明書（原本）	・在留カードはコピーしたもの ・住民票の写しは国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの ※小学校、中学校とは、特別支援学校（小・中）又は義務教育学校の 前後期及び中等教育学校の前期課程も含みます。 ※高等学校専攻科修了後、日本で就労して引き続き在留する意図がある者 対象です。

○【2】申請区分「④令和8年度県民税・市県民所得割額合計105,500円～264,500円未満の多子世帯」に該当する場合のみ提出が必要な書類について

提出書類	備考
扶養親族申告書	
市町村民税の扶養親族に 反映されない新たに生まれ た子等の出生の確認書類	「住民税所得割額が264,500円未満であり扶養する子等が3人以上いる世帯」に該当し、かつ、令和8年1月1日 以降に新たに生まれた子等がいる場合のみご提出ください。

次の事項に同意する場合は、☐にチェックを付けてください。

☐ 専攻科支援金等の申請で提出した課税証明書や在留カードの写し等を使用して高校生等奨学給付金の支給審査を行うことに同意
します。

【7】誓約・委任

次のことを確認し、誓約（委任）します。 申請者氏名 _____

・申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその
全額を即時返還します。

・神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

・（申請者が主たる生計維持者の場合のみ）私と高校生等本人は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあります。
・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについ
て学校長に委任します。

（注）神奈川県立学校以外の学校では、上記の下線部を次のように変更して使用。
（学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。）

【学校使用欄】

学校交付印

学校の名称 _____ 学校長の氏名 _____

学校の電話番号 _____

次のごとについて確認しました。

☐（通常給付の場合）令和8年7月1日現在 本校の ☐専攻科 課程に在学します。
☐（家計急変の場合）令和 年 月 日現在 本校の ☐専攻科 課程に在学します。
・☐専攻科支援金の支給資格を有する（補助要件を満たす）者です。
・納付金等について、（ ☐未済なし / ☐未済あり（ _____ 円）

【6】申請書とともに提出する書類

○課税状況がわかる書類について

- ・備考を参照の上、提出する提出書類にチェック（☒）を付けてください。

○国籍・在留資格等が確認できる書類について

- ・該当する国籍/在留資格にチェック（☒）を付けてください。

【専攻科支援金との書類の併用について】

- ・専攻科就学支援金の書類を用いてよい場合は☒を付けてください。

【7】誓約・委任

- ・内容に異議がなければ、申請者氏名（生計維持者の氏名）を記入し、
誓約・委任を行ってください。

6-2-1 家計急変理由書（表面）（全員提出）

様式A

家計急変理由書

年 月 日

保護者等氏名	
対象となる 高校生等氏名	
学校名	

次の理由により、年収見込額から算出される住民税所得割合算額が基準額未満に相当することとなったため、神奈川県高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）を申請します。
家計急変世帯対象給付に係る提出書類一式の記載内容は事実と相違ありません。

（自署）

1 家計急変の事由発生日

令和	年	月	日
----	---	---	---

※ 事由発生日とは
離職であれば「離職日」、廃業であれば「廃業日」、離婚であれば「離婚届が受理された日」、
その他であれば「事由が発生した日」を記載してください。

2 申請理由

- 該当するものに「○」をつけてください。
- 申請理由によって、発生事由を確認する書類（「3 確認書類」参照）の提出が必要です。

ア	会社都合の退職、雇止め
イ	個人事業者で、自らが経営する会社等を破産手続き開始又は廃業した場合
ウ	被災した場合
エ	保護者等が連続で90日を超える長期療養により収入が減少した場合
オ	保護者等が障害者認定を受けたことにより収入が減少した場合
カ	保護者等の離婚により収入が減少した場合（別居等は対象外）
キ	保護者等の死別により収入が減少した場合
ク	保護者等が行方不明による場合

※ 申請後に家計急変事由が解消され、住民税所得割合算額が基準額未満ではなくなった場合は速やかに申請書類の提出先までご連絡ください。

裏面に続く

○生計維持者氏名、対象となる高校生等氏名、学校名を記載してください。

○申請書に記載している内容が事実と相違ない場合には、申請者氏名を自署してください。

1 家計急変の事由発生日を記入してください。

例）会社都合の退職の場合、退職日

個人事業主で、自ら経営する会社の破産の場合、破産手続き開始日
生計維持者の離婚の場合、離婚届が受理された日 等

2 申請理由に該当する項目に「○」を付けてください。

6 - 2 - 2 家計急変理由書（裏面）（全員提出）

3 確認書類

- 申請理由に応じて、以下の表に記載された書類を提出してください。

ア	会社都合の退職、雇止め	次のいずれかの写し ・雇用保険受給資格者証の離職理由コードが次のものであること。 11 (1A)、12 (1B)、21 (2A)、22 (2B)、23 (2C)、31 (3A)、32 (3B)、33 (3C)、34 (3D) ・会社発行の退職証明書の場合は上記理由と同等であること。
イ	個人事業者で、自らが経営する会社等を破産手続き開始又は廃業した場合	次のいずれかの写し ・破産手続開始決定通知書 ・個人事業廃業届出書（受理されたもの）
ウ	被災した場合	次のいずれかの写し ・罹災証明書 ・被災証明書
エ	保護者等が連続で90日を超える長期療養により収入が減少した場合	次のいずれかの写し ・医師の診断書 ・会社（発行）の勤務状況証明
オ	保護者等が障害者認定を受けたことにより収入が減少した場合	障害者手帳の写し
カ	保護者等の離婚により収入が減少した場合（別居等は対象外）	次のいずれかの写し ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） ・離婚届受理証明書
キ	保護者等の死別により収入が減少した場合	次のいずれかの写し ・除籍謄本 ・死亡診断書（死体検案書）
ク	保護者等が行方不明による場合	・行方不明者届（旧捜索願）（受理されたもの）の写し

- やむを得ない理由により、提出必須の書類が提出できない場合は、申立欄に家計急変の状況と提出できない理由を記載してください。
- 離職・解雇・廃業から3か月以上経過していない場合は、少なくとも3か月間は再就職等の見込みがないことを申立欄に記入してください。

4 申立欄

3 申請理由に応じた確認書類をご用意ください。

4 やむを得ない理由により、提出必須の書類が提出できない場合は、申立欄に家計急変の状況と提出できない理由を記載してください。

6－3 家計急変前の収入を証明する書類（申請者全員提出）

○令和8年度道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が確認できる次のいずれかの書類（生計維持者全員分の提出が必要）

①令和8年度 市町村民税・県民税（非）課税証明書

※市区町村の窓口等で発行してください。

②令和8年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書

※会社員、公務員等の場合、6月頃に勤務先から配付されています。

③令和8年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書

※自営業者等の場合、6月頃に市町村から送付されています。

6－4 国籍等確認書類（申請者全員提出）

生徒の国籍・在留資格等が確認できる書類を提出してください。※生計維持者の国籍・在留資格等ではありません。

国籍・在留資格	提出書類	備考
日本国籍	住民票の写し（原本。コピー不可。） ※電子申請の場合は画像データを添付してください	・令和8年1月1日以降に発行された住民票の写しを提出
特別永住者	<ul style="list-style-type: none"> ・特別永住者証明書の写し ・住民票の写し（原本） のいずれか ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの	・令和8年1月1日以降に発行された住民票の写しを提出
永住者 日本人の配偶者 永住者の配偶者 定住者 留学（新入生を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カードの写し ・住民票の写し（原本） のいずれか ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの	・令和8年1月1日以降に発行された住民票の写しを提出 ・定住者は永住する意思がある者が対象
家族滞在	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カードの写し ・住民票の写し（原本） のいずれか ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの 上記及び <ul style="list-style-type: none"> ・日本の小学校・中学校・高校等の卒業証書の写し ・日本の小学校・中学校・高校等の卒業証明書 のいずれか	・令和8年1月1日以降に発行された住民票の写しを提出 ・小学校、中学校とは、特別支援学校（小・中）又は義務教育学校の前後期及び中等教育学校の前期課程も含む ・高校等専攻科の修了後、日本で就労して在留する意思がある者が対象

6－5 通帳の写し等（申請者全員提出）

○通帳の写し等の口座名義のわかる書類

○生徒本人又は生計維持者の口座を指定してください。

※生徒又は生計維持者以外の口座を指定する場合は、委任状を提出してください。

※確実に入金のできる口座を指定してください。

6-6-1 家計急変後の収入を証明する書類（申請者全員提出）

○給与所得者の場合…次のいずれかをご提出ください。

- ・勤務先作成の給与見込（給与証明書（様式B）または勤務先の様式）
※勤務先の様式で提出する場合は、賞与の支給の有無と申請年の賞与支給見込も記載してください。
- ・給与明細の写し、申請年の賞与支給（見込）申出書（様式C）、賞与明細の写し（既に支給を受けた賞与がある場合のみ）
※給与明細の写しの他に、申請年の賞与支給（見込）申出書（様式C）も併せて提出してください。

様式B

様式B 給与証明書

年 月 日

神奈川県立 高等学校長 殿

神奈川県教育委員会

事業主（雇主）住所 事業主（雇主）名 印

次のとおり証明します。

氏名	職務内容

前月給与	支給日	ア 基本額	イ 諸手当 (通勤手当除く)	ウ 給与月額 (通勤手当除く) ア+イ
※1 毎月 日		※2		
① 月支給				
② 月支給				
③ 月支給				
④ 月支給				
⑤ 月支給				
⑥ 月支給				
給与月額合計 (A) (通勤手当除く)		アの合計		
(B) 給与月額平均 (通勤手当除く)		(A) の平均		
(C) 年 額 換 算		(B) ×12		

※1 前月給与は連続した3か月以上の支給額を記載してください。
※2 日給(時給)の場合は、「ア 基本額」にその月の支給合計額を計算し記載してください。
※3 証明する給与が6か月分以上の場合は、2枚目記入してください。

賞与	区分	支給年月日 (支給予定年月日)	支給額 (見込額)
① 月支給	実績 ・ 見込	年 月 日	
② 月支給	実績 ・ 見込	年 月 日	
(D) 賞 与 合 計			

※ 賞与支給ありで支給額が未定の場合は、「支給額(見込額)」にのみ記載してください。

(E) 総 合 計 (C)+(D)

勤務先作成の様式

または
※勤務先の様式で提出する場合は、
賞与の支給の有無と申請年の
賞与支給見込も記載してください。

または

様式C

様式C 賞与支給（見込）申出書

年 月 日

神奈川県立 高等学校長 殿

神奈川県教育委員会

氏名 職務内容

次のとおり申出します。

賞与	区分	支給年月日 (支給予定年月日)
① 月支給	実績 ・ 見込	年 月 日
② 月支給	実績 ・ 見込	年 月 日

賞 与 合 計

※ 申出時点で既に賞与の支給実績がある場合は、賞与明細の
※ 賞与支給ありで支給額が未定の場合は、「支給額(見込額)」
※ 様式Bを提出した場合は、この様式(様式C)の提出は不要です。

様式C + 給与明細の写し +
賞与明細の写し（既に支給
を受けている場合のみ）

給与明細の写し

賞与明細の写し

既に支給を受けた賞与がある場合のみ

6-6-2 家計急変後の収入を証明する書類（申請者全員提出）

- 個人事業者の場合…次のいずれかをご提出ください。
- ・税理士又は公認会計士の作成した証明書類
※家計急変後の連続した3か月分(申請時点で事由が発生してから4か月以上経過している場合、申請月の直近3か月分)の証明が必要です。
 - ・収入申告書（様式D）
※必要経費内訳のわかるものの写し（売上や経費を記録した帳簿の写し）を添付してください。
※所得税の課税対象となる助成金を受けている場合は、「収入総額」の「課税対象の助成金(c)」に合計額を記載してください。

税理士又は公認会計士の
作成した証明書類

※家計急変後の連続した3か月分(申請
時点で事由が発生してから4か月以上
経過している場合、申請月の直近3か
月分)

または

様式D

収入申告書

年 月 日

神奈川県立 高等学校長 殿

神奈川県教育委員会

申告者住所

氏 名

収入について次のとおり申告します。

区 分	① 月分	② 月分	③ 月分	④ 月分	⑤ 月分	⑥ 月分	⑦ 月分	(a) 家計急変後の 平均	(b) 年間総額 ((a)×12)	(c) 課税対象の 助成金	合計額 ((b)+(c))
収入総額(A)											
内訳										助成金の内訳	
必要経費総額(B)											
内訳											
仕入れ(P)											
交通費(Q)											
通信費(R)											
設備費(S)											
人件費(T)											
その他(U)											
差引手取収入(A-B)											

1 この用紙は個人事業者の方が使用してください。
2 事業収入については、必要経費内訳のわかるものの写しを添付してください。
3 家計急変月と申請日の前月を含めた連続する3か月分以上の収入申告が必要です。
4 申告する収入が6か月分以上の場合は、2枚目に入力してください。
5 所得税課税対象の助成金を受けている場合は、収入総額(A)の「課税対象の助成金(c)」に合計額を記載してください。
また、「助成金の内訳」に助成金の名称・金額を記載してください。

課税対象の 助成金の内訳
持続化給付金、家賃支援給付金、休業要請協力金、小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金、雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金、助成金の利、改革推進支援助成金、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、雇用調整助成金など

様式D+必要経費内訳の
わかるものの写し必要経費内訳の
わかるものの写し
売上や経費を記録した帳簿の写し

6－7 扶養誓約書（申請者全員提出）

標式E

年 月 日

扶養誓約書

扶養者住所				
扶養者氏名（自署）	対象となる 高校生等 との関係	年齢	備考（職業・学校名等）	

私が主として下記の者を扶養していることを誓約します。

被扶養者氏名	対象となる 高校生等 との関係	年齢	職業・学校名等	備考 ・ 19～23歳の被扶養者の場合、被扶養者の昨年度の年 収を記入してください。 ・ 70歳以上の被扶養者の場合、同居の有無を記入して ください。

※ 本誓約書は扶養者1名ごとに1枚作成してください。
 (例) 4人世帯で父が第1子を扶養、母が第2子を扶養している場合⇒父で1枚、母で1枚

○扶養者（申請者または申請者以外の生計維持者等）の住所、氏名、対象となる高校生等との関係、年齢、職業等を記入してください。

○扶養者が扶養している者（被扶養者）の氏名、対象となる高校生等との関係、被扶養者の年齢、職業・学校名等を記入してください。

○被扶養者が19～23歳の場合、被扶養者の昨年の年収を備考欄に記入してください。

○被扶養者が70歳以上の場合、扶養者と同居しているか否かを備考に記入してください。

6－8 委任状（神奈川県立学校以外の国公立高校の高校生等のみ提出）

（保護者等・学校長）	
年 月 日	
学校長 殿	
委 任 状	
私が支給を受ける高校生等奨学給付金を授業料以外に学校へ納付する下記納付金・積立金の未済に充てることについて了承し、その事務手続きを学校長に委任します。	
申請者住所	〒
ふりがな	
申請者氏名	
ふりがな	
申請対象の高校生等氏名	
納付金・積立金の未済額（授業料以外）	円
※ 授業料以外に学校へ納付する納付金・積立金に未済がある場合に、保護者の方から学校長へ提出する委任状です。未済がなければ、提出の必要はありません。	

○委任状は、

- ・ 神奈川県立学校以外の国公立校等学校等専攻科に通う生徒が
- ・ 授業料以外の教育費に未済がある場合に学校宛てに提出が必要です。

○神奈川県立学校に通う生徒は提出不要です。

○申請者住所、申請者氏名、申請対象の生徒の氏名、授業料以外の教育費の未済額を記入してください。

6 - 9 扶養申告書（世帯年収約380～600万円相当の多子世帯のみ提出）

第2号様式

令和 年 月 日

扶養親族申告書

神奈川県立 高等学校長 殿

生計維持者①住所

生年月日

氏名

生計維持者②住所

生年月日

氏名

令和7年12月31日時点の、生計維持者①及び生計維持者②の地方税法に規定する市町村民税上の扶養親族又は特定親族（市町村民税の所得割の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）及び令和8年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等について以下のとおり申告いたします。

○生計維持者①の扶養親族及び特定親族

	氏名	生年月日	生計維持者①との続柄
1			
2			
3			
4			
5			

○生計維持者②の扶養親族及び特定親族

	氏名	生年月日	生計維持者②との続柄
1			
2			
3			
4			
5			

【記入上の注意事項】
令和7年12月31日時点の、生計維持者①と生計維持者②の市町村民税上の扶養親族（配偶者を除く）及び特定親族（市町村民税の所得割の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）を全員記載してください。なお、生計維持者の市町村民税上の扶養親族及び特定親族は以下の書類等で確認ができますのでこれらを参考に記入願います。
（確認ができる書類）
・年末調整の令和6年分扶養控除等（異動）申告書の写し
・令和7年分給与所得の源泉徴収票
・令和7年分確定申告書の写し（扶養親族が記載されている部分） など

○令和8年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等（証明書類必須）

	氏名	生年月日
1		
2		
3		

【記入上の注意事項】
「出生等により新たに扶養することになった子等」とは、以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア)生計維持者の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、主の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(イ)生計維持者に委託された子	委託委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの

【以下、事務担当者記入欄】※申告者は記入しない

扶養する子の数の合計 _____人

○扶養申告書は、世帯年収約380～600万円相当の多子世帯（※）のみ提出が必要です。

（※）生計維持者の扶養する子が3人以上いる世帯

○市町村民税上の扶養親族又は特定親族（※）について記載してください。

※市町村民税の所得割の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。

○令和8年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等について、該当がある場合は記載してください。

※この場合には申告書下段に記載の証明書類が必要になります。

7 その他

- 被災により制服を喪失・毀損した場合で再度制服の購入が必要な場合の追加給付について
奨学給付金受給世帯で、学校で着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、支給額が加算される場合があります。
詳細については、在学する学校または神奈川県教育委員会財務課までお問い合わせください。

8 お問い合わせ先

- 詳しいお知らせ や 申請書類は、県ホームページ・学校事務室にて用意しています。
- 県ホームページ：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>
- 問合せ先：在学している高等学校の事務室 または
神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ
電話 0 4 5 - 2 1 0 - 8 2 5 1 （直通）

